



平成 20 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 加ト吉
代 表 者 名 取締役社長 金森哲治
(コード番号：2873 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先
責 任 者 役 職 名 常務執行役員
氏 名 梶田宜彦
(TEL 03-5547-2400)

定款の一部変更等に関するお知らせ並びに

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催日並びに付議議案決定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 6 日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の延期について」において、臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催日時並びに付議議案等に関しましては、今後開催予定の取締役会において詳細が確定次第お知らせする旨、開示いたしました。平成 20 年 2 月 15 日開催の取締役会において、定款の一部変更等並びに臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催日並びに付議議案に関して、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 種類株式発行に係る定款一部変更(以下「定款一部変更 A」といいます。)

(1) 変更の理由

平成 19 年 11 月 22 日付当社、日本たばこ産業株式会社(以下「JT」といいます。)及び日清食品株式会社(以下「日清食品」といいます。)の三社連名のプレスリリース「加ト吉、JT 及び日清食品における冷凍食品事業の統合について」等にてご報告申し上げたとおり、三社は同日付の合意(以下「基本合意」といいます。)に基づき、まず JT が公開買付け等により当社を 100%子会社化し、その後、JT 保有の当社株式の 49%を日清食品に譲渡するとともに、JT の冷凍食品事業と日清食品の冷凍食品事業を、それぞれ当社に移管することを計画しておりました。

そして、同年 12 月 27 日付当社プレスリリース「日本たばこ産業株式会社による当社株式に対する公開買付けの終了による親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてご報告申し上げたとおり、JT は、同年 11 月 28 日から同年 12 月 26 日まで当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、平成 20 年 1 月 8 日(決済日)をもって、当社普通株式 152,114,718 株(総株主の議決権の数に対する割合:93.88%)を保有するに至っております。

一方で、平成 20 年 2 月 6 日付「冷凍食品事業統合における日清食品株式会社との関係解

消について」にてお知らせいたしましたとおり、ジェイティフーズ株式会社が輸入販売する冷凍食品に端を発した現下の情勢に鑑み、(1)三者合意の上、基本合意に係る日清食品との関係は解消することになりましたが、(2)JTによる当社の完全子会社化はこれまでどおり進めること、を確認しております。

当社といたしましては、JTの完全子会社となった上で、両社の経営資源を集約することで、競争力を有するとともに、最高水準の品質管理体制を実現できる総合食品メーカーを目指すことが、当社の企業価値を高めるために最善であると判断しております。

以上を踏まえ、当社は、以下の方法によりJTの完全子会社となることといたしました(以下①ないし③を総称して「完全子会社化に係る定款の一部変更等」といいます。)

① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を設けることとします。

② 上記①による一部変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設します。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

③ 会社法第171条並びに上記①及び②による一部変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって、株主様(当社を除きます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、各株主様に対して、取得対価としてA種種類株式を交付します。この際に、JT以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社のA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更Aは、上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第171条第1項、第108条第1項第7号)、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款一部変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。また、定款第7条について、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100株を1単元の株式数として規定していましたが、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであるため(定款一部変更Aで設けられるA種種類株式の単元株式数は1株とし、実質的に単元株式制度を利用いたしません。)、その趣旨を明確にするために所要の変更をするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、定款一部変更Aは、当社臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(下線を付した部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 596, 733, 000 株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株 とする。</p> <p>(株券の発行及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発 行する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 596, 733, 000 株とし、このうち普通株式 の発行可能種類株式総数は、<u>596,732,000</u> 株、第 6 条の 2 に定める A 種種類株式の発 行可能種類株式総数は、<u>1,000 株</u>とする。 (A 種種類株式) <u>第 6 条の 2 当社は、残余財産を分配す るときは、A 種種類株式を有する株主(以 下「A 種株主」という。)又は A 種種類株式の 登録株式質権者(以下「A 種登録株式質 権者」という。)に対し、普通株式を有する株 主(以下「普通株主」という。)又は普通株式 の登録株式質権者(以下「普通登録株式質 権者」という。)に先立ち、A 種種類株式 1 株につき 1 円(以下「A 種残余財産分配額」 という。)を支払う。A 種株主又は A 種登録 株式質権者に対して A 種残余財産分配額 の金額が分配された後、普通株主又は普 通登録株式質権者に対して残余財産の分 配をする場合には、A 種株主又は A 種登録 株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、 普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と 同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の<u>普通株式の</u>単元株式数 は、<u>100 株</u>とし、A 種種類株式については、 <u>1 株</u>とする。</p> <p>(株券の発行及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社は、<u>すべての種類の</u>株式 に係る株券を発行する。</p> <p>(種類株主総会) <u>第 17 条の 2</u> <u>第 14 条、第 15 条第 1 項、第 16 条及び</u></p>

	第 17 条の規定は、種類株主総会において 準用する。
--	--------------------------------

2. 全部取得条項に係る定款一部変更(以下「定款一部変更 B」といいます。)

(1) 変更の理由

前記 1. でご説明申し上げておりますとおり、当社は、当社の特徴を維持しつつ企業価値を高めるためには、JT による完全子会社化を実行することが最善であると考えております。

定款一部変更 B は、定款一部変更 A の成立を前提に、さらに当社定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付して、これを全部取得条項付普通株式とするために、追加変更案第 6 条の 3 を新設するものであります。

また、定款一部変更 B の後、臨時株主総会の決議によって当社は、株主様から全部取得条項付普通株式を取得いたしますが(下記 3. 参照)、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、定款一部変更 A により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき株主様に交付する A 種種類株式の数は、JT 以外の各株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、0.0000000988 株の割合をもって交付するものとしております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、定款一部変更 B は、臨時株主総会において定款一部変更 A の承認が得られること及び普通株主様による種類株主総会において定款一部変更 B と同内容の定款一部変更に係る議案の承認が得られることを条件として、平成 20 年 4 月 18 日に効力が生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

第 1 号議案による変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第 6 条の 3 当社が発行する普通株式は、</u> <u>当社が株主総会の決議によってその全部</u> <u>を取得できるものとし、当社が普通株式を</u> <u>全部取得する場合には、普通株式 1 株の取得</u> <u>と引き替えに、0.0000000988 株の当社の A</u> <u>種種類株式を交付する。</u>

3. 全部取得条項付普通株式の取得

(1) 取得の理由

前記 1. でご説明申し上げておりますとおり、当社の特徴を維持しつつ企業価値を高めるためには、JT による完全子会社化を実行することが最善であると考えております。

全部取得条項付普通株式の取得は、会社法第 171 条並びに定款一部変更 A 及び定款一部変更 B による一部変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を交付するものであります。定款一部変更 B による一部変更後の定款の規定に基づき、上記の取得対価としては、定款一部変更 A により設けられる A 種種類株式とし、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される A 種種類株式の数は、0.0000000988 株とさせていただきます。この結果、JT 以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、株主様に割り当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可を得た上で、JT に対して売却することを予定しております。

この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に 710 円(JT が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 取得の内容

① 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当に関する事項

会社法第 171 条並びに定款一部変更 A 及び定款一部変更 B による一部変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記②において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.0000000988 株の割合をもって交付します。

② 取得日

平成 20 年 4 月 18 日といたします。

③ その他

本全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更 B の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

4. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

完全子会社化に係る定款一部変更等が原案のとおり承認可決されますと、必要な手続きを経て、当社は JT の完全子会社となります。この場合、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになることから、定款第 13 条を削除するとともに、この変更に伴い定款第 14 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本定款一部変更は、完全子会社化に係る定款一部変更等が臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

(下線を付した部分は変更箇所)

第 1 号議案による変更後の定款	追 加 変 更 案
<u>(定時株主総会の基準日)</u>	(削除)
<u>第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u>	
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第 <u>14</u> 条	第 <u>13</u> 条
	以下、各条項を 1 条ずつ繰り上げる。

5. 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会について

定款の一部変更等を議案とする臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催日時並びに付議議案を下記の通り決定いたしました。

なお、平成 19 年 12 月 27 日に開示いたしました「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において公表しているとおり、平成 19 年 12 月 27 日開催の取締役会において、基準日を平成 20 年 1 月 12 日に設定することを決議しております。

(1) 開催日時

平成 20 年 3 月 13 日 (木) 11 : 00

(2) 場所

香川県観音寺市坂本町五丁目 18 番 40 号
観音寺グランドホテル 1 階 大ホール

(3) 付議議案

【臨時株主総会】

決議事項

- 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件
 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件
 第4号議案 定款一部変更の件
 第5号議案 取締役2名選任の件

【普通株主による種類株主総会】

決議事項

- 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

第1号議案、第2号議案、第3号議案は完全子会社化に係る定款の一部変更等に関するものであります。

第5号議案は、当社及びJTが有する経営資源を最大限活用し、事業価値の更なる拡大を実現するため、新たに取締役2名の選任を行うものです。

取締役候補者の略歴は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	武田 宗高 (昭和24年 8月22日生)	昭和47年4月 大蔵省入省 平成11年7月 同省関東財務局長 平成13年1月 内閣府大臣官房審議官 平成13年7月 同府沖縄振興局長 平成15年7月 同府政策統括官 平成17年9月 同府審議官 平成19年2月 日本たばこ産業株式会社顧問 平成19年4月 同社専務執行役員財務責任者 平成19年6月 同社代表取締役副社長 (現任)	0株
2	古谷 貞雄 (昭和30年 9月1日生)	昭和54年4月 日本専売公社入社 平成14年3月 日本たばこ産業株式会社企画グループ部長 平成16年7月 同社関連企業室長 平成17年7月 同社たばこ事業本部製造部調査役 (出向) 日本フィルター工業㈱代表取締役社長 平成18年6月 同社執行役員企画責任者 平成18年11月 同社執行役員企画責任者兼関連企業室長 平成19年7月 同社執行役員企画責任者 (現任)	0株

(注) 武田宗高、古谷貞雄の両氏は、社外取締役候補者であります。

以上